

# 李文杰著 『辨色視朝』

— 晚清的朝会、文書与政治決策 —

八百谷 晃 義

名古屋大学東洋史研究報告 四十六号 二〇二二年三月発行

華東師範大学歴史学系所属の李文杰氏（以下、著者）によって世に問われた本書は、清朝中央政府の政策決定に重要な役割をはたした朝会と文書の運用に注目することによって、政策決定の過程における権力と責任の分担について分析し、さらに清朝の制度設計全体の理念、政策決定の特徴およびそれらの清末における変遷を明らかにしようとした、極めて意欲的な研究である。まずは目次を日本語に訳して示しておく。

## 序論

上編 朝会の変遷

第一章 御門聴政の発展とその衰微

第二章 同治、光緒年間の早朝

第三章 垂簾聴政、訓政、帰政と清末の奏摺処理

第四章 見大起—清末の「御前会議」—

中編 中枢と文書

第五章 光緒帝の奏摺処理訓練について

第六章 清代軍機章京の職責と選任

第七章 総理衙門の奏摺作成の過程と権力運用

第八章 君相関係の終曲—清末の内閣と軍機処改革—

下編 会議による政策決定と清末の変局

第九章 廷議と政策決定—清末の大学士、六部、九卿

会議—

第十章 議会和会議—清末議院論の側面—

第十一章 御前会議と立憲準備

〔早朝〕など制度上の用語はあえて原文のままにしてあ

る。その内容については下文の要約を参照されたい。

本書の内容を概括する前に、書名の意味、また本書で扱われている清代の朝会と文書について、簡単に説明しておいたほうが良いだろう。書名になっている「色を辨じて（明け方、ちようど物を見分けられるほどの明るさの頃に）朝を視る」とは、『礼記』玉藻の「朝には色を辨じて始めて入り、君は日出でてこれを視、退きて路寝に適きて政を聴き、人をして大夫を視しむ（朝辨色始入、君日出而視之、退適路寝聴政、使人視大夫）」に基づく。清代において「色を辨じて朝を視る」は、皇帝の精勵を象徴する言葉として度々使用されるが、早朝に皇帝が政務処理を行うために開かれるのが朝会である。清代の朝会は、大きく儀礼的な朝会と、実際の政務を処理するために行われる朝会に分けられる。前者には大朝と常朝の二種があり、後者も御門聴政と、皇帝による軍機大臣召見および当番制の部院（中央官庁）による政務報告に分けられる。本書で論じられているのは、実際の政務処理に関わる後者である。文書とは、官僚から皇帝に提出される行政文書であり、朝会での政務もこれら行政文書を処理する形で行われる。清代の前期においては、明代から受けつがれた題

本と奏本という文書形式が用いられたが、康熙朝により機密性の高い奏摺という形式が登場し、雍正朝に軍機処が設立されるに及んで、重要な政務はほぼ奏摺により処理されるようになる。本書で重点的に論じられるのも、むしろこの奏摺である。

中国は秦代以来形成された伝統王朝の政治制度において、皇帝を頂点とする中央集権的な体制と、それを支えるための高度に発達した官僚制を構築してきた。朝廷の統治が全国にいきわたり、また皇帝と中央や地方の官僚との意思疎通をスムーズに行うためには、効率的な文書伝達のシステムが必須である。清代において最も重要な行政文書は上述の奏摺であり、中央においてこれを処理するのが朝会である。そのため、清代の政治史を理解するためには朝会における奏摺処理とその特徴について理解しておかねばならないし、特に垂簾聴政や予備立憲といった中央の意思決定のあり方に関する重大な制度変革があった清末については、奏摺の処理方式の変化やその背景について知らない限り、適切に政治史を理解することはできないはずである。しかし著者によれば、中国近代史研究において制度史研究は比較的手薄な分野であり、本書で論じられる朝会や文書処理の制度的変遷もあまり注目さ

れてこなかった。それはこれまで近代史研究が太平天国、洋務運動、戊戌変法といった重要な歴史的事件を主軸として進められてきたためで、このような研究の枠組みの下では、政治制度は歴史的事件との関連で論じられるか、またその変遷も歴史的事件の結果として、いわば受け身の考察がされてきた。これに対して著者が打ち出すのは、「制度の論理」というべき視角である。<sup>2)</sup>本書が追求する課題は、制度自体が内包する論理、あるいは制度を背景で支えている伝統王朝の政治秩序についての理念が、いかに政策決定や制度の変遷に影響しているかを明らかにすることである。

第一章では、朝会の一種である御門聴政の清代における変遷が概観される。御門聴政は皇帝が部院の大小官員を従えて題本、奏本を処理する朝会で、明制に淵源するが、内閣の票擬が大きな意味を持つ明代に比べ、清代の題本処理では皇帝の主導権がより強く發揮される。御門聴政は康熙十年の康熙帝親政開始以後、毎日挙行されるようになる。しかし題本、奏本に比べてより機密性の高い奏摺が出現し、重要な政策が奏摺により処理されるようになると、御門聴政の重要性は低下していく。雍正朝以降、御門聴政は不定期開催となり、処理に特別な注意が必要な題本である摺本が一定の数量に達し

てはじめて開催されるようになる。この変化は、御門聴政が実際の政務処理の場から、皇帝の精励を象徴する儀礼的なものとなったことを示している。その後乾隆朝から咸豊朝にかけて御門聴政の開催数は次第に減少し、咸豊十年三月十三日の開催を最後として、同治朝以降は全く行われなくなる。

奏摺制度の重要性が次第に高まることで、題本と奏本を処理する御門聴政が実質的な意義を失い、咸豊朝を最後に行われなくなる、同治朝以降の「早朝」（朝に行われる政務処理）は奏摺処理を中心に行われるようになる。第二章では、同治、光緒両朝の早朝について詳細な整理が行われている。朝会で処理する奏摺は、各部院、衙門の堂官（長官）が当番制で務報告を行う京内奏摺と、地方官から届けられる外省奏摺に分けられ、これらはすべて皇帝が先に目を通し、処理について初歩的な方針をまとめたのち、はじめて軍機大臣を召見して諮問が行われる。この事実、清代において政策形成の主導権が皇帝にあったことを示しており、慈禧太后が垂簾聴政を行い皇帝権力を代行していた時期においてもこの点は基本的に変わらなかった。垂簾聴政期において、軍機大臣は奏摺で提出された問題の処理について草案を作成する（擬旨）ことはできたが、著者は甲申政変を例とし、檔案や『翁同龢日

記』などの史料を使用することで、奏摺を最初に閲覽する権力、処理を保留する（留中）権力、また処理についての最終的な決定権はすべて慈禧太后の手に握られていたことを論証している。光緒帝は長期にわたる垂簾聽政と約二年間の訓政を経て光緒十五年に親政を開始するが、光緒二十四年の戊戌政変により慈禧太后は再び訓政を開始し、実質的な意味のある政務上の決定は、すべて慈禧太后の許可が必要になった。

第三章は、本書の中でも特に重要な章だと思われる。清朝では同治朝以降、皇太后が政務に参与する垂簾聽政と訓政の制度が生まれた。そして皇帝に施政権を戻す帰政のあり方について、同治朝と光緒朝では異なる制度設計がなされた。著者は光緒朝の帰政のあり方から導かれた権力構造が、戊戌政変、己亥建儲、庚子事変を直接導いたとする。本章は垂簾聽政、訓政、帰政、皇帝親政という制度の変遷を追うのだが、その際、奏摺処理のあり方とその背後に存在する中央政府高層の権力構造とその変動に焦点をあて、清代文書制度の内在的な論理により清末政局の変化を理解することを目的としている。

熱河に蒙塵中の咸豊帝が病に倒れた後、咸豊十一年六月二十六日に、御前大臣載垣、景寿、肅順が軍機大臣とともに奏摺を閲覽し、処理意見を皇帝に提出するよう命じられる。

この処理意見の形成は皇帝の考えが未だ明らかにされない状況でなされるもので、載垣等の権力は従来の軍機大臣の権限を越え、明代中後期に票擬を担当した内閣大学士に近いものとなっている。そして七月十七日に咸豊帝が死去すると、皇位を継いだ同治帝が幼少のため、載垣、端華、景寿、肅順、穆蔭、匡源、杜翰、焦祐瀛が贊襄政務大臣となり、慈安、慈禧両宮皇太后を補佐することとなった。この贊襄政務大臣体制においては、まず両宮皇太后により奏摺が閲覽され、政務大臣に奏摺が下される。そして政務大臣により処理意見が形成され、政務大臣の処理意見は両宮皇太后の裁可を得てはじめて施行することができる。贊襄政務大臣は奏摺を皇太后より先に閲覽することは出来ないが、しかし兵部捷報処を通して提出された奏摺の数量を把握することは可能であった。この時の皇太后はまだ政治経験が浅く、実際の政務処理において経験豊富な贊襄政務大臣の補佐が不可欠であった。このような状況により、両宮皇太后は個別の奏摺を贊襄政務大臣に下さず特別な処理を行うこともできなければ、政務大臣の処理意見を拒絶して自らの意志貫徹することも不可能であった。贊襄政務大臣は両宮皇太后を屈服させるためストライキを行い、政務処理を止めてしまうことさえ可能だったのであ

る。咸豊帝死後に形成された賛襄政務大臣制度は、奏摺を遁じた政策形成の主導権を皇帝に集中させるといふ清朝文書制度の基本原則から大きく逸脱するものだったといえる。よく知られているように、賛襄政務大臣は辛酉政変により打倒されるが、著者は政変発生の理由として、慈禧太后個人の権力欲と中枢における権力闘争などの他に、制度的な要素も重視すべきだとしている。すなわち賛襄政務大臣の制度は清朝における政治秩序への挑戦であり、これが彼等を打倒しようとする皇太后の行為に正当性を付与していたのである。

辛酉政変により賛襄政務大臣制度が打破された後、垂簾聴政制度が形成される。この制度のもとでは恭親王奕訢が議政王に任命され軍機大臣を率いることとなり、賛襄政務大臣の奏摺への処理意見を作成する権力は議政王軍機大臣に引き継がれる。この時の垂簾聴政は、若く政治経験の浅い両宮皇太后が軍機大臣の有する経験に依頼する点で賛襄政務大臣制度と共通点を持つ。ただし垂簾聴政制度のもとでは、両宮皇太后は上諭を作成する主導権を明確に有していた。その後同治十一年に同治帝が親政を開始すると、政權中枢の権力構造は完全に咸豊朝以前の状態で復することになる。しかし同治帝が同治十三年十二月に死去すると、またも幼少の光緒帝が即

位し、垂簾聴政が復活する。光緒朝の垂簾聴政は、部分的な違いを除けばほぼ同治朝のものと同様であったが、皇帝への帰政のあり方は、同治、光緒両朝で大きな相違が存在した。光緒十二年六月初六日、この時すでに慈安太后の死去を経て単独で垂簾聴政を行っていた慈禧太后は、翌光緒十三年に親政大典を挙行して帰政する意向を明らかにする。これに対して、光緒帝の生父である醇親王奕譞をはじめ宗族、群臣はさらに訓政を数年行うことを請願し、慈禧太后もこれを受け入れる。著者は軍機大臣と大学士により作成された訓政條款などの檔案史料を用い、訓政のもとでは政策決定や人事任命に関するあらゆる実質的な政務がすべて慈禧太后の強い監督下にあったことを論証している。

訓政を経て、光緒十五年に光緒帝への帰政が行われる。帰政後における光緒帝と慈禧太后それぞれの権力関係については、まず奕譞から草案が示され、軍機大臣がこれを参考にして章程十六条を作成し、慈禧太后に裁可される。この章程で規定された光緒朝の帰政の方式において、奏摺処理はまず皇帝が奏摺を閲覽して処理意見を付け、皇帝による意思表示がないものについては軍機大臣により作成された処理案が皇帝の裁可をへて施行された後、慈禧太后による事後監督を受け

ることになった。つまり奏摺処理の方法は基本的に旧制に復したわけだが、事後監督の規定により、光緒帝が慈禧太后の意向を無視して自らの意志を貫徹することは事実上不可能となった。また人事任命権に関しては、ほとんどが昇進や転出の慣例に従い任用される各部の尚書、侍郎等のポストを軍機大臣の提出したリストに基づいて光緒帝が決定する外、重要な職缺や差使は慈禧太后の指示を仰いだ後に決定することになっていた。このように、光緒朝では帰政後においても慈禧太后が影響力を強く保持しており、ほぼ旧制に復した同治朝の帰政とは質的な差異が存在する。帰政以前に皇太后が大きな権力を持つのは、幼少の皇帝に代わって皇帝権力を代行するという理屈があるからで、帰政後も慈禧太后が大きな権力を保持するこのような体制は、むしろ清朝の制度的な理念からは大きく逸脱するものであった。著者はこのような中枢におけるねじれた権力関係が、光緒帝と慈禧太后の矛盾を激化することになったと評価している。

第四章では、清末に行われた大規模召見「見大起」について考察されている。奏摺をめぐる行われる清代の朝会においては、軍機大臣と部院大臣の召見である「見起」が重要な一部分をなしている。清末において、幼少の皇帝の即位によ

り出現した垂簾聽政制度により朝廷の権威が低下し、さらに政治外交上の難題が頻出したことで、政権中枢は朝会の範囲を拡大し、重要な問題を大規模召見である見大起によって打開しようとしたことがあった。見大起には、光緒五年十二月十日にリヴァディア条約批准問題と崇厚の処置をめぐる行われたもの、義和団事件中の光緒二十六年五月二十日から二十三日にかけて行われたものなどがあり、外交問題について行われることが多い。これは中央政府が強硬論に傾きがちな士論「清議」に対応する必要に迫られたことと関係している。ただし、日清戦争や戊戌変法などについて見大起は行われておらず、重要な問題について必ず行われる訳ではない。また見大起は往々にして第九章で論じられる会議奏摺との関係で行われ、参加対象も会議奏摺を提出した諸臣である。著者によれば、見大起は最高権力者の考えが未だ定まっていな場合においては、小規模な精銳民主會議的な作用を果たすこともあり、また会議での討論を経ることで過激な清議をより理性的なものに落ちつかせる作用も果たした。しかし最高権力者の方針がすでに決まっている場合は、見大起がそれを変えることはできず、ただ会議を経たことで参加者が責任を共同で負うことを形式の上で示す意味しかなかった。

第五章は『光緒朝硃批奏摺』に見える一部の硃批と、『軍機処随手登記檔』の同一の奏摺への軍機大臣の墨批に差異があることに注目し（実際に施行されたのは後者）、『翁同龢日記』などの史料を使用して光緒帝が親政開始前に行った奏摺処理の訓練について論じている。光緒帝の訓練は光緒九年、数え十二歳の時から始まり、字数が少なく、内容も簡単な奏摺から、徐々に複雑な内容の奏摺へとステップアップしていった。訓練に使われた奏摺の内容は当時における政務上の重要な問題であることが多く、光緒帝の硃批と帝師の指導から、光緒帝に施された訓練のおおよその内容と、帝師の影響、また翁同龢等帝師の外交などの問題についての見解を知ることができる。著者によれば、光緒帝が訓練のためにつけた硃批と軍機大臣により草案として作成され実際に施行された墨批の内容にはほとんどの場合大きな差異が存在せず、この事実は皇帝の主観的意図がどのようなものであろうとも、ほとんどの国事についての議論、政策の執行は、官僚体系の有する経験に基づいて既存の枠組みの中で展開されたことを示しているという。これが十九世紀末における中枢の意思決定と権力構造のひとつの特徴となっているのである。

第六章では、清代における軍機章京の職責と選任につい

て、試験による選抜、引見と採用、また軍機章京のその後のキャリアに大きく影響する「保獎」（勤務評定）について分析されている。<sup>3</sup> 軍機章京は中枢の行政文書と最も近い関係を持つ秘書団であり、その機密情報に近い特質上、章京は内外政界に広範な人脈を形成することが可能であった。またポストに対して候補者が圧倒的に多かった清末の官界において、軍機章京は三年に一度の保獎により、最も昇進に有利な差使であった。このように重要なポストである軍機章京だが、清代において嘉慶朝には軍機章京が政策形成において実際の主導権を有していたという見解や、軍機処が「利益集団」として皇帝権力と対抗する権力を保持していたとする主張について<sup>4</sup>、著者は批判的な立場を採っている。なぜなら軍機処は総理衙門や六部など専門性を有する政務機関のように特殊な権益を形成することはなかったし、また本書が全体にわたって論じているように、清代において政策形成の主導権はたえず皇帝によって握られていたからである。

第七章では、総理衙門において奏摺が作成される過程と、その上奏と処理のあり方について論じられている。総理衙門において奏摺が作成される際の特徴としては、胥吏が草案作成の過程から排除されていることと、総理衙門章京が大きな

役割を果たしていることがある。総理衙門は「英国股」などいくつかの「股」が政務を分掌しているが、奏摺作成に際しては、まず各股に所属する章京の代表である管股章京が総理衙門大臣の考えにそって草案を作成する。その後、総理衙門章京全体のトップである総辦章京により草案の修正が行われ、さらに総理衙門大臣（全員ではない）が目を通して採用されれば、最終的に休暇中を除くすべての総理衙門大臣が署名して、ようやく上奏することができる。上奏の手続きについては、部院が当番制で政務報告を行うのと違い、総理衙門は随時に上奏することが可能だった。また部院の上奏の多くは定例報告であり、ほとんど「知道了（了解した）」、「依議（その通りにせよ）」などの決まり文句で処理されるのと異なり、総理衙門の奏摺は必ず皇帝自らか、軍機処の草案によって個別に処理意見がつけられた。著者によれば、総理衙門は上奏の際に大臣全員の署名が必要であったため、その見解は因循に流れやすく、意欲的な政策を提出することは困難であった。また専門性の高い外交事務を処理する特質上、奏摺作成の過程において章京の果たす役割が非常に大きく、前章で論じられた軍機処に比して、政策形成の過程における章京の主導権が大きかった。

清末の予備立憲は、憲法の制定、責任内閣の組織と国会の開設を主要内容とするが、これらはすべて君権の限界を確定するという重大な問題を孕んでいた。清朝の立憲改革についての従来の研究は、多くは革命派の活動、立憲派の請願に主要な関心を向ける一方、制度の側面へ注意することは少なかった。そのため第八章では、制度そのものの文脈と特徴に注目することによって、政治勢力の闘争以外の側面から、責任内閣制度の成因を明らかにすることを目標としている。理論上、責任内閣制度は行政の責任を内閣が負うことによつて、皇帝を行政責任から解放することが可能であった。しかしまさにその故にこそ、責任内閣制は政策形成における主導権を皇帝一身に集中させようとする清朝の制度設計の理念との間に、深刻な齟齬を生じることになる。丙午（光緒三十二年）官制改革において責任内閣制が採用されなかった背景には、慈禧太后の権力欲や中枢の袁世凱集団に対する懸念の外に、責任内閣制の理念が未だ清代における制度理念にかわり、輿論の広範な支持を得るに至っていなかった事実も存在する。しかしその後責任内閣制の成立を求める輿論の声が徐々に高まり、宣統三年三月十二日、ついに責任内閣制の採用が批准される。この時成立したいわゆる「皇族内閣」の間



題は、内閣成員の人選だけでなく、制度面にも存在した。すなわち皇族内閣においては、人事をはじめとする政務処理、政治文書の処理方式などの点で旧制度とほとんど変化がなく、行政責任はやはり内閣ではなく皇帝に存在したのである。この局面に変化がもたらされたのは武昌起義の後に成立した第二次責任内閣で、袁世凱を首班とするこの内閣では、内閣が行政責任を負う制度が構築され、立憲君主制下での責任内閣制の構築がようやく完成することになった。

第九章では、皇帝以外の要素が政策決定に与えた影響を考察するために、皇帝の参加しない九卿廷議と、これを拡大した大学士、六部、九卿会議の清末における運用と影響が論じられている。九卿会議の九卿とは、六部、都察院、通政司、大理寺の長官で、往々にして大学士も共同で会議に参加することがあった。会議の結果は上奏して処理される。清末においては、咸豊八年四月の耆英案において範圍を拡大した廷議が開かれ、また第三章で詳論された辛酉政変の際にも、大規模に京官を動員して贊襄政務大臣の罪が定められた。これ以降、皇帝権力は度々大学士、六部、九卿会議、あるいは更に大規模な廷議を招集して重大な政務を議論させることとなり、十九世紀末に合計二五件の問題について二七回の廷議が

行われた。著者によれば、清末における廷議の実際の効果は以下のようなものであった。まず、もしすでに皇帝に当該問題の処理についての方針が存在する場合、廷議にそれを覆す力はなかったが、特定の問題については小規模な精鋭民主会議的な効果を發揮することもあった。しかし廷議の結論は全会一致を原則とするため、その結論は議論の合理性を犠牲にしても平板な中間路線を採らざるを得なかった。皇帝権力の角度から見た場合、重大な問題を廷議にかけることは、責任を官僚集団と分担することを示すことができた。しかし同時に、廷議は機密漏洩や、また極端な輿論の圧力をコントロールできなくなる危険を伴うものであった。日清戦争の開戦や講和条約締結の重要な局面において皇帝が廷議を用いなかったのは、このような危険の存在を示している。

第十章で論じられているのは清末の議會論である。この問題については数多くの研究が存在するが、著者によれば先行研究の多くは西欧からの影響に注目するのみで、当時の議會論に伝統的な制度観、政治秩序観が与えた影響についてはあまり注意されてこなかった。そのため本章では、清末の議會論を朝会と政策決定の制度的な文脈から理解することが目指されている。本章の主要な討論において、著者は陳熾、楊宜

治、呉炳、誠勤の四人による議會論を例として、前章で論じられたような清末における會議のあり方がこれら官僚の議會論に影響を及ぼしていることを示している。特に重要なのは、彼らがその議會論において皇帝の政策決定権へ懐疑的態度を示していないことである。この点については、戊戌変法期に康有為ら変法派によって提出された構想でも同じで、有名な康有為の制度局の構想も、実は既存の皇帝権力の枠組みのもとで、軍機処などの有した権限を手に入れようとしたものだったとされる。

第十一章で論じられるのは、清末における「御前會議」である。「御前會議」とは、いうまでもなくもともと日本語であり、日本の立憲君主体制下に存在した制度である。日本の制度のもとでは、「御前會議」は形式上天皇が参加することで決定に天皇の権威を付与する効果があったが、天皇は政策の結果について責任を負う必要はなかった。清末において日本經由の新知識輸入が盛んになると、この「御前會議」という語も頻繁に中国語の文章に出現するようになる。しかし日本と中国の「御前會議」の制度的実態は大きく異なる。著者によれば、清朝最末期の史料に出現する「御前會議」はほぼ第四章で論じられた「見大起」などの大規模召見を指し、日

本の「御前會議」とは全く異なる。宣統年間に摂政王載灃が日本の「御前會議」に類似する制度の導入を構想したことがあったが、君主が決定に積極的に参与せず結果に責任も負わない「御前會議」制度の導入は清朝の制度的理念に合わず、最終的には実現しなかった。

結論では七点にわけて著者の結論的思考がまとめられているが、それをまとめれば以下になるだろう。清朝は明代以来の制度的理念、つまり宰相を廢して政策決定権を皇帝一身に集中させるという理念を受け継ぎ、それをさらに発展させる制度設計を行った。軍機処の設立と奏摺制度の採用は、このような制度的理念を最高度を実現したものだといえる。そしてまた皇帝により政策決定権が掌握されるべきだとする理念は、清代において当然の政治的倫理であり、これが清末においても、官紳の制度的思考を相当に規制していた。清末においては二度の垂簾聽政や西欧的政治制度の影響により、軍機処、あるいは総理衙門など専門政務機関の役割が大きくなったが、しかし皇帝の最終的な政策決定権はやはり当然の前提とされた。このような制度の構造は、最終的に袁世凱を首班とする責任内閣制により打破されることとなった。これは清朝本来の政治的倫理がすでに力を失い、新しい政治的倫

理が官紳輿論において優勢になっていたことの結果でもある。

以上、本書の内容をまとめてみた。本書は未公刊のものを含む大量の史料を駆使し、主として清末における文書制度と政策決定の仕組みについて整理を行い、さらに清代の「制度の論理」が清末における制度改革や権力構造にいかなる影響を及ぼしているかを論じた。方法上の特徴として、著者の研究は『会典』等の史料に記載された制度の靜態的な再現に留まらず、当時を生きた人々の思想と行動がいかに制度の形成や変革の動態的過程に影響しているかを重視している。これは著者の一貫した研究上の自覚であるとともに、近年中国大陸の学界で「活きた制度史（6）（活的制度史）」として提唱される研究の方向でもある。本書は中国大陸の学界における新しい制度史の方法を確立しようとする動向のなかで生まれた成果であるということができよう。

評者の印象では、清代における文書制度の研究は奏摺制度が誕生し、さらに軍機処が設立されて奏摺が皇帝と官僚が意思疎通する際の主要な工具となる過程、すなわち康熙、雍正両朝に研究が集中し、特に雍正帝の奏摺運用が多くの関心を集めてきた。日本においてはかつて宮崎市定を中心とする京都大学のグループによって、積極的に雍正朝を中心とする文

書制度の研究が行われてきたことも周知の通りである。評者自身がそうであったように、日本では大学など研究者養成機関において、例えば大学院進学前後の学生が清代の文書制度について基本的な理解を得ようとするならば、今でもまず宮崎市定による関連の研究が読まれているのではないか。しかし雍正朝においてその理念が最高度を実現された文書制度の清末における変遷について参照すべき研究は少なく、多くの近代史研究者にとつて、清代文書制度は雍正朝の固定したイメージでとらえられるか、あるいは清末における変化の存在に気づきながらも、その変化がどのようなものか、はっきりとした概念を持っていないことがあるように感じられる。自らの不勉強をさらすようだが、評者は清末の政治史研究を行いながらも、軍機大臣が奏摺について処理意見の草案を作成する「擬旨」について、その制度的根拠がいかなるものなのか、はっきりとしたことを知らなかった。それが本書によって、はじめてこれが同治初年の特殊な政治状況のもとで形成された制度であることを知り、かつ擬旨を行う軍機大臣の権力の限界についても、はっきりと理解することができた。また同様のことは、光緒朝における皇帝と慈禧太后の権力関係についてもいえる。光緒帝が親政後も慈禧太后の強い

掣肘を受けていたこと自体は常識に属するだろうが、では光緒帝の権力の限界はどこに存在したのか。これを檔案に見える規定や実際の政務運用への分析により示した本書の参考価値は極めて高い。本書がひろく清末を対象とする研究者に読まれることを願う所以である。

本書の貢献は、狭く制度史の分野に限られるものではなく、「制度の論理」というべき視角によって、政治史研究に対して新たな分析の可能性を示したこともある。例えば慈禧太后が肅順らを打倒した辛酉政変について、従来は咸豊帝死後の権力闘争の要素が大きな注目を集めていたが、本書では制度の角度から、肅順ら賛襄政務大臣の制度が政治的正当性を獲得し難かったことを論じ、これが政変の発動、および政変後の体制が官紳輿論の支持を獲得する背景になったと論じられている。また戊戌変法期における官紳の、特に康有為による「議會論」「議會構想」については、これまでも西歐式代議制議會制度の影響の角度から多くの研究が生み出されてきた。これに対して本書では清朝の制度的文脈から、康有為を代表とする変法運動期の「議會論」の多くは清代における群臣會議の系譜に属し、その典型的表現として、西歐式の議會にみられるような君権抑制やその他の國権機関との分権の

論理が存在しなかったことを論証しており、著者によるこの評価は近年の戊戌変法史研究の成果とも合致する<sup>8)</sup>。このように、制度の側から政治的事件を論じた本書は、我々の政治的事件への理解をより立体的なものとしてくれるだろう。

同時に、著者によるより踏み込んだ議論が見たかったと思う点も存在する。本評では本書の大きな貢献として、制度の側から政治的事件の展開を考察する視角を示したことを繰り返して述べたが、ではこの「制度の論理」はどこまで有効なのか。清末の、あるいは中国の歴史の、特にその政治的展開を理解するうえで、制度の側から見るといふ視角は、その他の分析視角とどのような関係にあるのだろうか。

本書の内容をより大きな枠組みのなかで理解するためには、「制度の論理」がどのような条件のもとで力を発揮し、またどのような条件のもとで力を失ってしまうのかを考えねばならない。この点について、著者は本書の最後（四一六頁）で、「制度の論理」が有効であるためのふたつの条件をあげている。ひとつは制度を形成し、制度の背景に存在する政治的力量が制度を維持することができること、もうひとつは形成された制度がその時の政治的倫理に符合すること、である。上文でまとめたように、武昌起義後に成立した袁世凱

を首班とする責任内閣により、最終的に清朝中枢の権力構造が打破されたわけだが、著者のいうように、これが可能となったのは、清朝最末期において、清朝の伝統的な政治秩序観に代わってすでに新たな政治的倫理が優勢となっていたからであろう。それではこの新しい政治的倫理とはどのようなもので、どのように形成されてきたのか。むろんこのような大きな課題の解決を本書のみに求めるのは苛酷な要求といふべきであり、これは著者や評者も含めた研究者が共同で解決すべき問題である。ここでは評者の関心のある報刊研究を例に、ひとつの議論の可能性を考えてみたい。

章清の整理したように、清末における報刊はまず邸抄や轅門抄のような伝統的な政治情報伝達手段の補充と拡張という位置付けを与えられ、それが次第に報刊を陣地とする輿論界、思想界を形成するようになった。<sup>9</sup> このような官紳による輿論の形成は、政策形成の主導権を皇帝に集中させようとする理念と、それと表裏をなす奏摺や寄信上諭など機密性の高い文書を用いた情報管理の原則とは対立するものといえる。張元済は総理衙門章京の任にあつた際、『時務報』を経営する汪康年のために総理衙門で接触した情報を抄録して提供し、また軍機処の供事（文書の抄録を担当する吏員。各衙門

の胥吏と違い、文書の草案作成には関与しない）に依頼して未発抄の奏摺の写しを手に入れようとしていた。<sup>10</sup> むろん章京などによる情報漏洩は、本書で章京が広い交際圏を形成しえた理由としてあげられているように、軍機処、総理衙門の設立当初から存在したのである。しかし私的な書信などを通した個別的な情報提供と、不特定多数を読者とする報刊に機密情報が公開されることには質的な差異が存在する。清末において出現した報刊は、邸抄や轅門抄のような政府が公開した情報を複製するだけでなく、独自に機密情報を得て公開することで、本来なら皇帝権力が一手に掌握すべきである政策決定権の前提となる機密情報の中枢による独占を動揺させつつあつたし、『時務報』を嚆矢とする中国人の手による政論性報刊の言論空間は、政府の判断を必ずしもそのまま受け入れない官紳輿論を形成することに成功した。戊戌政変後、湖広総督張之洞の命を受けた梁鼎芬が『申報』を動員して行った輿論工作や、両江総督劉坤一が自ら『申報』、『中外日報』に寄稿し、政変の正当性を訴えねばならなかった事実は、戊戌政変も政権外部に存在する報刊によって形成された輿論空間の拡大を完全に押しとどめることができず、政府の大官さえこれに巻き込まれつつあつたことを示している。<sup>11</sup>

梁啓超は光緒二十八年九月に発表された論説で、「政府なるものは、公衆の委託を受け、最高の団体（今世の政学者は、国家は人類の最高の団体たりと謂う―原注）の事業を辦理する者なり、授かるに全権をもつてするにあらざれば、すなわち事、もとより挙ぐを得べからず」と言い、政府による政策決定権の独占を否定したうえで、輿論を代表する報刊によって政府を監督することの重要性を力説している<sup>12)</sup>。これに反して、『申報』は光緒三十二年正月に最近の「報を閲する者」がどのように報刊を見ているかを述べ、「両宮（慈禧太后と光緒帝）」が新聞を読むのは「各省官吏の賢なるや否や」に注意しているからで、また官僚は公務の際に書類を作成する材料として報刊を利用しているとす<sup>13)</sup>。梁啓超の議論と比較した場合、『申報』の議論においても報刊が「私見」ではなく「公理」によっていることは認められているけれど、しかし政府と官僚にとって報刊の役割は情報の伝達という一点に限定されており、輿論による政策決定への監督や参加は想定されていない。このように、同じく報刊の側から見ても見解の相違が存在したし、また報刊やそれによって形成された官紳輿論は、その政治的要求を政権に訴える制度的基盤を保持していなかった。官紳の政治的要求に制度的裏付けを与え

ることこそ、立憲運動を代表とする清朝最末期における改革運動の重要な側面であるといえよう。それではこのような動向が新たな政治的倫理をどのように形成したのか。清朝本来の「制度の論理」はこのような動向に対していかなる対応をみせたのか。本書の成果をもとに、このような議論も可能かもしれない。

本評では評者自身の能力により制度史そのものに密着した評価ができず、あるいは的外れな議論をくりかえすだけに終わったかもしれない。ただ本書が制度史という限られた範囲でなく、より広く中国史全体を対象とした研究者に読まれるべき成果であることは確かだと信じるし、本評が日本において本書が広く読まれるきっかけになれば幸いである。

なお読者には、まず著者の『日暮乾清門―近代的世運と人物―』（上海人民出版社、二〇二〇年）を読まれることをお勧めしたい。この本では本書と、また同じく著者による『中国近代外交官群体的形成（一八六一―一九一一）』の重要なトピックが専門家以外の読者も対象としたより親しみやすい体裁で説明されており、清末制度史研究の入門編として、非常に有用なものだと考えるからである。

上海人民出版社、二〇二〇年十一月、四三六頁

注

- (1) 書名の由来、また「辨色視朝」が清代において皇帝の精励を象徴するフレーズとして用いられたことは、本書二―三頁を参照。
- (2) 「制度の論理」とは評者が本書の内容をまとめるために使用した用語で、著者が本書において使用しているものではない。
- (3) 清代において胥吏を置かず章京を用いたもうひとつの機関である總理衙門の章京については、著者の『中国近代外交官群体の形成（一八六一―一九一一）』（生活・読書・新知三聯書店、二〇一七年）が、第三章「總理衙門章京」において分析を行っている。なおこの本については、箱田恵子による書評が『中国研究月報』七二―四（二〇一八年）に発表されている。
- (4) 前者は朱維錚『晚清的軍機処』、同『重讀近代史』（中西書局、二〇一〇年）、後者はBartlett, Beatrice S. *Monarchs and Ministers: The Grand Council in Mid-Ching China, 1723-1820*. University of California Press, 1994（中国語訳は、白彬菊著、董建中訳『君主と大臣―清中期の軍機処（一七二三―一八二〇）―』、中国人民大学出版社、二〇一七年）に見える見解である。
- (5) 例えば著者の一冊目の研究書である前掲『中国近代外交官群体の形成（一八六一―一九一一）』でも、研究の方法として「人間の角度から制度の研究をし、紙の上に留められた制度を可能な限り具体化し、かつ動きのあるものにする」と述べられている（五頁）。
- (6) ここで挙げた「活の制度史」については、例えば鄧小南「走向「活」的制度史―以宋代官僚政治制度史研究為例の点滴思考―」（『浙江学刊』二〇〇三―一三、二〇〇三年）を参照。

- (7) このような見方の日本における典型的な、というより極端な例として、加藤徹『西太后―大清帝国最後の光芒』（中公新書、二〇〇五年）がある。加藤氏は中国における政治的対立の属人的性格を極度に強調する。このような見方は確かに現代日本にも中国観のある側面を代表するものだろうが、中国が世界的にも稀有な制度の国、また学問の国であったこと、そしてその事実が歴史過程に与えた影響を、あまりに軽視しているだろう。
- (8) 例えば佐々木揚『清末の「憲法」―日清戦争前後―』（九州大学東洋史論集）三一、二〇〇三年、同『戊戌変法期の「憲法」―康有為「日本変政考」を中心として―』（『東洋学報』八八―二、二〇〇六年）、茅海建『從甲午到戊戌―康有為「我史」鑿注―』（生活・読書・新知三聯書店、二〇〇九年）、六九六―六九七頁、同『戊戌時期康有為、梁啓超的思想』（生活・読書・新知三聯書店、二〇一二年）、一九三―一九六頁。
- (9) 章清『清季民国時期的「思想界」（典藏版）』（社会科学文献出版社、二〇一二年）。
- (10) 上海圖書館編『汪康年師友書札（二）』（上海古籍出版社、一九八六年）に収録される張元済の書信には、かなり頻繁に汪康年に情報提供を行なっている様子が見える。例えば張元済自身が抄録して送っているのは「張元済・三十」（一七二四頁）などで、軍機処の供事に依頼して未発抄の奏摺を手に入れようとしているものには、「張元済・十二」（一六九三頁。なお本書二一七頁も『張元済全集』第二卷、商務印書館、二〇〇七年、からこの書信を引く）がある。また「密摺」をなんとか手に入れようとして果たせなかったことを述べる書信「張元済・十八」（一七〇三頁）もあり、「時務報」の情報源として軍機処、總理衙門の章京、供事が相当の役割を果たしていたことをうかがわせる。このことは他の報刊でも同様で、例えば蔡元培は杭

州で報刊発行の準備をしていた童学琦のため、総理衙門、軍機処から情報を得る方法を探り、軍機処の供事に奏摺を抄録させることが可能だという情報を得ている（中国蔡元培研究会編『蔡元培全集』第十五卷、浙江教育出版社、一九九八年、日記、光緒二十三年二月十七日、一一八頁）。報刊が情報を得るうえで総理衙門の供事が重要な役割を演じていたことは著者も指摘している（前掲『中国近代外交官群体的形成（二八六一—一九一—）、二二〇—二二二頁）。

(11) この点については、拙稿「晚清『保中国不保大清』説的生成与伝播—従文梯嚴參康有為之事説起—」（『台大歴史学報』六八、二〇二一年）を参照。

(12) 中国之新民（梁啓超）「敬告我同業諸君」、「新民叢報」第十七号（光緒二十八年九月初一日）。引文は二頁。なおこの時、梁啓超はすでに三権分立の思想を受け入れている。

(13) 「論閱報者今昔程度之比較」、「申報」光緒三十二年正月十二日。

（やおたに あきよし 台湾慈済大学東方語文学系副教授）